

職業安定法施行規則の改正について

医療・介護・保育分野における職業紹介について①

経緯・これまでの対応

- 平成29年改正職業安定法や関係指針において、手数料等の情報開示義務や返戻金制度の推奨、就職後2年間の転職勧奨の禁止などを規定（平成30年1月1日施行）。実績のある職業紹介事業者に対する労働局の集団指導、求人者を対象とした労働局の説明会を実施。
- 紹介した就職者の転職の勧奨につながるような「就職お祝い金」などを禁止する職業安定法に基づく指針を改正（令和3年4月1日施行）。
- 令和2年度に医療・介護・保育の各分野毎の職業紹介事業に係る協議会を開催し、関係団体にも参画いただきながら適正な職業紹介事業者の基準を策定。同基準をもとに、令和3年度に適正な事業者を認定する制度を創設。49社（うち医療39社、介護21社、保育13社）を認定し公表（令和5年3月現在）。
- 職業紹介事業者の法令違反の疑いについて、『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』を都道府県労働局に設置し相談を受け付け、寄せられた情報を基に必要な対応を行う（令和5年2月1日）。
- ハローワークにおいて、医療、介護、保育などの人材不足分野の人材確保を支援するための人材確保対策コーナーを拡充（令和4年度：+2箇所〈計113箇所〉、令和5年度：+2箇所〈計115箇所〉）。

今後の対応

1. 悪質な職業紹介事業者の排除

- ・『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』の一層の周知
- ・3分野の有料職業紹介事業者に対して、転職勧奨・お祝い金規制に係る集中的指導監督の実施
- ・求人者が適切な職業紹介事業者を選択できるよう、契約する際に確認すべきポイントをまとめたリーフレットの作成

2. 有料職業紹介事業の更なる透明化

- ・3分野の紹介手数料の平均値・分布、離職率について、地域（都道府県又は広域のエリア）ごと、職種ごとに、公表。
- ・離職状況の公表状況が不十分な事業主に対して追跡調査を徹底させるとともに、離職者数の掲載期間を現行の2年から5年へ延長。

3. 優良な紹介事業者の選択円滑化

- ・3分野適正事業者認定制度の認定基準に、6か月以内に離職した場合に返戻を行うことの追加を含め、認定基準の見直しについて検討し、必要な措置を講ずる。

4. ハローワークの機能強化

- ・労働者が定着しない理由に着目した求人者への支援を関係機関と協力し実施
- ・業界団体と連携したイベント開催等の実施
- ・オンライン上での求人・求職者の利用推進
- ・ハローワークごとの職種別就職実績を毎年度公表

「規制改革実施計画」（令和5年6月16日閣議決定）（抄）

【医療・介護・感染症対策分野】

（４）働き方の変化への対応・運営の合理化

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期
18	医療・介護・保育分野における人材確保の円滑化のための有料職業紹介事業等の制度の見直し	<p>厚生労働省は、医療、介護（高齢者のみならず、障害者等に対するものを含む。以下本項において同じ。）及び保育分野（以下「3分野」という。）における人手不足を背景に、3分野の求人者において、職業紹介事業者（以下「紹介事業者」という。）に支払う紹介手数料に対する負担感が強く、また、一部の3分野の事業者において短期間での離職が多いとの指摘があることを踏まえ、既に、「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度」の創設、職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針（平成11年労働省告示第141号。以下「指針」という。）の改正によるいわゆるお祝い金の禁止、都道府県労働局への「『医療・介護・保育』求人者向け特別相談窓口」の設置、ハローワークにおける3分野のための人材確保対策コーナーの拡充などを実施してきたものの、依然として3分野の人手不足は深刻であり、また、3分野を扱う紹介事業者の有料職業紹介業務の質や、紹介手数料やいわゆるお祝い金などに関する問題も引き続き指摘されていることを踏まえ、次の措置を講ずる。</p> <p>a 厚生労働省は、3分野を扱う紹介事業者において、お祝い金その他これに類する名目で社会通念上相当と認められる程度を超えて金銭等を提供することを禁止する指針の規定や紹介事業者がその紹介により就職した者（期間の定めのない労働契約を締結した者に限る。）に対し2年間の転職の勧奨を禁止するといった指針の遵守が徹底されるよう、3分野の求人者向け特別相談窓口をより広く周知し、3分野の求人者からの相談を積極的に受け付けるとともに、3分野を扱う紹介事業者への集中的指導監督を実施する。なお、その際、紹介事業者による指針違反の具体的な状況を求人者が把握することは困難であることを踏まえた相談受付を行うとともに、集中的指導監督に当たっては、紹介事業者の紹介先求人者等に対する調査を含め、より実効性のある調査手法を活用することとする。</p> <p>b 厚生労働省は、aの集中的指導監督の効果を把握した上で、必要に応じ所要の措置を検討する。</p> <p>c 厚生労働省は、求人者が紹介事業者を選択する際の参考となるよう、3分野を扱う紹介事業者により就職した者の離職や紹介手数料に関する統計データを適切に活用することにより、実勢手数料の平均値及び分布並びに職種別離職率について、地域（紹介事業者数に応じて、都道府県又はより広域のエリア）ごと及び職種ごとに、毎年度公表する方向で細部を検討し、結論を得る。 厚生労働省の「人材サービス総合サイト」で公開されている紹介事業者ごとの離職状況について、「判明せず（人）」欄に多数を計上しており、離職率の正確な状況が明らかでない紹介事業者が存在することを踏まえ、当該欄に計上した人数が相当程度多い紹介事業者に対して、追跡調査を徹底させるとともに、これら離職者数の公表期間を、現行の2年から5年へ延長する。</p> <p>d 厚生労働省は、求人者が適正な紹介事業者を選択できるよう、「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度」について、更なる改善を図るため、3分野の求人者のニーズを踏まえ、6ヶ月以内の離職の場合に相当額の手数料の返還を行うことを含め、認定基準の追加等について検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>e 厚生労働省は、ハローワークの人材確保対策コーナーを中心に、労働者が定着しない個々の理由に着目した求人者への支援強化を、関係機関と協力して実施する。また、業界団体と連携したイベントの開催等を積極的に実施するとともに、オンライン上での求人者・求職者双方の利用を推進する。 ハローワークが求職者支援のみならず求人者に対する支援機能をこれまで以上に発揮するとともに、介護施設等の合理的な選択を可能とするため、ハローワークごとの職種別の就職実績を毎年度公表する。</p>	<p>a,e：令和5年度措置</p> <p>b：令和6年度検討</p> <p>c：（前段）令和5年度検討・結論、（後段）令和5年度措置</p> <p>d：令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置</p>